

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	母子保健法による健康診査、妊娠の届出等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足利市は、母子保健法による健康診査、妊娠の届出等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県足利市長

公表日

令和2年6月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健法による健康診査、妊娠の届出等に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、以下の事務を行う ①健康診査の実施及び勧奨 ②妊娠の届出の受理 ③母子健康手帳の交付 ④保健指導の実施 ⑤新生児の訪問指導の実施 ⑥妊産婦の訪問指導の実施 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取扱う。 ①健康診査の実施及び勧奨 ②妊娠の届出の受理
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第49項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報提供の根拠 番号法第19条第7号別表第二の第56の2項及び第69の2の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条及び第38条の3 ■情報照会の根拠 番号法第19条第7号別表第二の第69の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康増進課健康指導担当
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 TEL0284-22-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 TEL0284-22-4513

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月28日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月28日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月24日	I-5-①部署	福祉部健康増進課健康指導担当	健康福祉部健康増進課健康指導担当	事後	
平成29年2月24日	I-5-②所属長	健康増進課長 笹沼 弘	健康増進課長 石井 義憲	事後	
平成29年2月24日	I-7請求先	福祉部健康増進課健康指導担当	健康福祉部健康増進課健康指導担当	事後	
平成29年2月24日	I-8連絡先	福祉部健康増進課健康指導担当	健康福祉部健康増進課健康指導担当	事後	
平成29年8月28日	I-5-②所属長	健康増進課長 石井 義憲	健康増進課長 石川 明彦	事後	
令和1年6月27日	I-1-②事務の概要	母子保健法の規定に則り、妊娠の届出を行った者に対し、母子健康手帳を交付するとともに必要な保健指導を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務	・母子保健法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。	事後	
令和1年6月27日	I-1-③システムの名称	統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) ※子育てワンストップサービスを導入する場合	事後	
令和1年6月27日	I-2特定個人情報ファイル名	妊娠届出関連情報ファイル	宛名情報ファイル	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I-3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の第49項 並びに内閣府・総務省令第40条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の第49項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第40条	事後	
令和1年6月27日	I-4-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) なし ※情報提供ネットワークシステムによる情報照会 は行わない (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項 並びに内閣府・総務省令第30条	■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号) 第30条 ■情報照会 は実施しない	事後	
令和1年6月27日	I-5-②所属長の役職名	健康増進課長 石川 明彦	健康増進課長	事後	
令和1年6月27日	I-7請求先	健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0807 足利市大正町863番地7 Tel.0284-40-3115	健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 Tel.0284-22-4513	事後	
令和1年6月27日	I-8連絡先	健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0807 足利市大正町863番地7 Tel.0284-40-3115	健康福祉部健康増進課健康指導担当 〒326-0808 足利市本城三丁目2022番地1 Tel.0284-22-4513	事後	
令和1年6月27日	II-1対象人数 いつの時点の計数か	1,000人以上1万人未満 平成27年4月1日 時点	1,000人未満(任意実施) 令和1年5月7日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-1取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和1年6月27日	II-1取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年5月7日 時点	事後	
令和2年6月12日	評価書名、I-1-①	妊娠の届出に関する事務 基礎項目評価書	母子保健法による健康診査、妊娠の届出等に関する事務 基礎項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月12日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	足利市は、妊娠の届出に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。	足利市は、母子保健法による健康診査、妊娠の届出等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを宣言する。	事後	
令和2年6月12日	I-1-②	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法の規定に則り ・母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。(*1) ・検診のお知らせ等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。(*1) (*1)子育てワンストップサービスを導入する場合 <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①母子保健法による健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。</p>	<p>母子保健法の規定に基づき、以下の事務を行う</p> <p>①健康診査の実施及び勧奨 ②妊娠の届出の受理 ③母子健康手帳の交付 ④保健指導の実施 ⑤新生児の訪問指導の実施 ⑥妊産婦の訪問指導の実施 ⑦低体重児の届出の受理 ⑧未熟児の訪問指導の実施 ⑨養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収 ⑩母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取扱う。</p> <p>①健康診査の実施及び勧奨 ②妊娠の届出の受理</p>	事前	
令和2年6月12日	I-4-②	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第30条</p> <p>■情報照会は実施しない</p>	<p>■情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第56の2項及び第69の2の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第30条、第38条の3</p> <p>■情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第二の第69の2の項</p>	事前	
令和2年6月12日	II-1	1,000人未満(任意実施)	1,000人以上1万人未満	事後	